

第2回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年5月28日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員  | 2番 山崎 隆史委員  | 3番 福西 範委員   |
| 5番 大坂 博文委員  | 6番 金子 靖委員   | 7番 村上 正人委員  |
| 8番 佐藤 裕司委員  | 9番 稲場 洋二委員  | 10番 細川 裕委員  |
| 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 |
| 17番 野澤 勲委員  | 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 清水 幸治委員 | 21番 淺野 徳昭委員 |             |
- (以上 20名)
4. 欠席委員 4番 成田 俊英委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局  
 事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平  
 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美 臨時職員 高杉 知  
 (以上 7名)
- 会議録署名委員の指名 3番 福西 範委員  
 5番 大坂 博文委員
- 会期決定について 平成30年5月28日(1日)
6. 議事日程
- |        |   |
|--------|---|
| 報告第3号  | 現況証明願について(市街化区域)  |
| 報告第4号  | 農地法第18条第6項の規定による通知について  |
| 報告第5号  | 農業経営証明願について   |
| 議案第7号  | 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 議案第8号  | 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について   |
| 議案第9号  | 河川法第34条許可申請に係る進達について  |
| 議案第10号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について                             |
| 議案第11号 | 広域産地収益力向上基盤整備基本構想(案)に係る意見聴取について                                   |
| 協議事項   | 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について |

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。  
それでは、只今より第2回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は20名です。議事録署名人に3番、福西範委員、5番、大坂博文委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日5月28日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
大西事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページと3ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありました。報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。  
まず、報告第3号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の4ページにございます。報告第3号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■■■<sup>m</sup>の土地について、所有者の■■■■■のうち、■■■■■氏より現況証明願があり、4月27日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、5月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表の2番は、資料が6ページ、9ページ、10ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が牧場になっております■■■■■<sup>m</sup>の土地について、所有者の■■■■■氏より現況証明願があり5月10日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、5月16日、会長専決により証明書の発行を行いました。

委員  
委員一同

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第3号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の11ページでございます、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農用地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で6件の通知がありました。

議案書12ページの表の1番は、資料が14ページから18ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年5月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書12ページの表の2番は、資料が14ページ、19ページでございます。

■■■■氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の■■■■が貸主の代理人となっている■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年5月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書12ページの表の3番は、資料が14ページ、20ページでございます。

■■■■氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の■■■■が貸主の代理人となっている■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年5月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書12ページの表の4番は、資料が14ページ、21ページでございます。

■■■■氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の■■■■が貸主の代理人となっている■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年5月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書13ページの表の5番は、資料が14ページ、22ページでございます。

■■■■氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の■■■■が貸主の代理人となっている■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年5月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書13ページの表の6番は、資料が14ページ、23ページにございます。

氏が所有し、農地利用集積円滑化団体の氏が貸主の代理人となっている、の一筆、m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります氏との間で、平成30年5月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、6件の合意解約について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

5番と6番にそれぞれ同じ地番で同じ面積の土地がありますが、どのような違いがあるのでしょうか？

同じ地番の中で分割を行い、それぞれ賃貸契約を結んでおりました。

他にご質問はありませんか。

なし

質問が無いようですので、次に報告第5号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

それでは議案書24ページにございます、報告第5号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書25ページの別表の1番は、氏の氏から、河川敷地に係る申請をするため、農業者である旨の証明書を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部へ提出するため平成30年4月13日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書25ページの別表の2番は、氏の氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成30年4月20日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書25ページの別表の3番は、のから、宿舍の建築申請のため、農業者である旨の証明書を釧路市総合政策部都市計画課へ提出するために平成30年5月8日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議長  
野村会長

委員  
細川委員

事務局  
事務局員

議長  
野村会長

委員  
委員一同

議長  
野村会長

事務局  
大西事務局長

以上、3件の農業経営証明願について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第5号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書26ページにございます、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農用地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、音別地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書27ページの表の1番は、資料が議案書の29ページから31ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

次に、議案書27ページの表の2番は、資料が議案書の29ページ、32ページから34ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他16筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

次に、議案書28ページの表の3番は、資料が議案書の29ページ、35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願い致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、調査委員長の成田委員が本日欠席しているため調査委員の村上委員に報告を求めます。

委員  
村上委員

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番、3番について調査報告をいたします。

4月12日、音別地区農業委員5名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、1番及び2番の■■■■氏の所有地を■■■■氏と■■■■氏が、

3番の■■■■氏の所有地を■■■■氏が、それぞれ賃貸借により借り受けするもので、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは、審議を致しますが、1番について、田井委員に関する案件で議事参与の制限がございますので、田井委員は退室して下さい。

(田井委員退室)

議長  
野村会長

それでは、1番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定致します。

田井委員は入室して下さい。

(田井委員入室)

議長  
野村会長

1番は、原案どおり決定致しました。

次に、2番、3番を一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番及び3番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番及び3番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議

いたします。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書36ページの議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、音別地区で2件の許可申請がございました。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書も併せてご参照下さい。

議案書37ページの表の1番は、資料が議案書38ページから43ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の一筆、公簿面積■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ売買の上、一般住宅建築のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

次に、議案書37ページの表の2番は、資料が議案書38ページと44ページから48ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の一筆、公簿面積■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ売買の上、一般住宅建築のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

以上、「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、村上委員より報告をお願いします。

委員  
村上委員

議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番及び2番について調査報告をいたします。

農地法第5条の規定による許可申請があり、5月16日音別地区農業委員6名及び事務局3名により現地調査及び協議を行いました。

申請内容は、■■■■氏の採草放牧地に■■■■氏及び■■■■氏が一般住宅を建築するため、所有権移転の設定をし、転用するものであります。

申請地は、農振農用地の区域外で、第3種農地と認められ、町の中心にも近く、近隣にも一般住宅や公共施設等が多く建設されており、農地として低利用な土地であり、転用が可能と認められると判断いたしました。

以上のことから調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について一括審議を致します。

委員  
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番及び2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番及び2番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第9号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書49ページにございます議案第9号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

本案件は、河川法第34条の規定による占用する権利の譲渡の許可申請です。

河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道士木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、釧路地区において3件の許可申請がありました。

議案書50ページの表の1番ですが、資料は議案書の51ページ、52ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、                    、                    ㎡について、                    氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、                    氏に譲渡するものです。

次に、議案書50ページの表の2番ですが、資料は議案書の51ページ、53ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、                    、                    ㎡について、                    氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、                    氏に譲渡するものです。

次に、議案書50ページの表の3番ですが、資料は議案書の51ページ、54ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、                    、                    ㎡について、                    氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、                    氏に譲渡するものです。

以上の3件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは議案第9号「河川法第34条許可申請に係る進達」について一括審議致します。



委員  
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第9号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第9号「河川法第34条許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の55ページでございます、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で1件、音別地区で3件の計画がございます。

議案書56ページの表の1番ですが、資料は議案書の59ページから61ページにございます。

■■■■■が所有する、■■■■■、他2筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■へ■■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書56ページの表の2番ですが、資料は議案書の62ページから66ページにございます。

■■■■■氏が所有する、■■■■■、他5筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■氏との間で、年間■■■■■円、期間は■■■■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書56ページの表の3番ですが、資料は議案書の62ページ、67ページ、68ページにございます。

■■■■■氏が所有する、■■■■■、他1筆、合計■■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■■と■■■■■氏との間で、年間■■■■■円、期間は■■■■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書56ページの表の4番ですが、資料は議案書の62ページと69ページにございます。

■■■■■氏が所有する、■■■■■、の1筆、■■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■■と■■■■■氏との間で、年間■■■■■円、期間は■■■■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書57ページの表の5番ですが、資料は議案書の62ページと70ページにございます。

■■■■■氏が所有する、■■■■■、他1筆、合計■■■■■㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■■と■■■■■氏との間で、年間■■■■■円、期間は■■■■■年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 57 ページの表の 6 番ですが、資料は議案書の 62 ページと 71 ページにございます。

氏が所有する、の 1 筆、 $\text{m}^2$ の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体のと氏との間で、年間円、期間は年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書 57 ページの表の 7 番ですが、資料は議案書の 72 ページと 73 ページにございます。

が所有する、の 1 筆、 $\text{m}^2$ の農用地について、農地保有合理化事業により、氏へ円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書 57 ページの表の 8 番ですが、資料は議案書の 74 ページと 75 ページにございます。

が所有する、他 1 筆、 $\text{m}^2$ の農用地について、農地保有合理化事業により、氏へ円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書 58 ページの表の 9 番ですが、資料は議案書の 74 ページ、76 ページ、77 ページにございます。

が所有する、他 7 筆、 $\text{m}^2$ の農用地について、農地保有合理化事業により、氏へ円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書 58 ページの表の 10 番ですが、資料は議案書の 78 ページと 79 ページにございます。

が所有する、他 3 筆、合計  $\text{m}^2$ の農用地について、農地保有合理化事業により、氏との間で、年間円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものです。

以上、10 件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは、審議に入りますが、1 番につきましては、福西委員、菊池委員が役員を務める法人の案件ですので、福西委員、菊池委員が議事参与の制限にあたります。

また、3 番から 6 番につきましては、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の関係でありますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず 1 番を審議し、次に 3 番から 6 番を審議した後に、残りの案件を一括審議することとします。

それでは、福西委員、菊池委員は退室をお願い致します。

(福西委員、菊池委員退室)

議長  
野村会長

それでは、1 番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定致します。  
福西委員、菊池委員は入室して下さい。

(福西委員、菊池委員入室)

1番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、3番から6番を一括審議致しますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長  
野村会長

それでは、3番から6番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から6番について原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から6番について原案のとおり決定致します。  
大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長  
野村会長

3番から6番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、2番と7番から10番を一括審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と7番から10番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番と7番から10番について原案のとおり決定致します。

次に、議案第11号「広域産地収益力向上基盤整備基本構想(案)に係る意見聴取」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局  
大西事務局長

それでは、80ページでございます、議案第11号「広域産地収益力向上基盤整備基本構想(案)に係る意見聴取」について説明をいたします。

国営緊急農地再編整備事業実施要領第4の1の(4)により、「広域産地収益力向上基盤整備基本構想」を定めようとするときは、都道府県、土地改良区、農業委員会、農業協同組合その他本事業と密接に関係を有する団体の意見を聞くものとされているため、今回、この「基本構想(案)」について、意見を求められております。

皆様には「基本構想(案)」を事前に配布しておりますが、本日、担当部署であります、釧路市産業振興部農林課と国土交通省北海道開発局釧路開発建設部の担当者に来ていただいておりますので、入室して説明をしていただきます。

(担当者入室して説明)

有り難うございました。

ただいま担当者から説明がありました、「広域産地収益力向上基盤整備基本構想(案)に係る意見聴取」についてご審議を頂きたく、ご提案をいたします。

議長  
野村会長

ただいま事務局と担当者から説明がありました「広域産地収益力向上基盤整備基本構想(案)に係る意見聴取」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問、意見がないようですので、「意見なし」として回答することに賛成する委員は挙手して下さい。

(全員挙手)

議長  
野村会長

賛成多数と認め、「意見なし」で回答致します。

それでは、担当者の皆様は退室してください。

(担当者退室)

議長  
野村会長

次に、協議事項「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局  
大西事務局長

議案書99ページをご覧ください。

当委員会の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」についてありますが、本案件は平成22年12月22日、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」にある具体的な取り組みとして、農業委員会活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度6月末までに作成し、30日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取し、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、6月末までにホームページに公表することとなります。

こうしたことから、事務局として検討致しました原案を議案書の100ページから110ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局より提案のありました「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」については原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年5月28日

議

長

野村照明

署名委員

福西範

署名委員

大坂博文